

令和8年度

鹿屋市保育所・認定こども園等 利用申込案内

受付と選考について

※転園希望の場合、他児童の申込状況等によっては在園施設へ戻れない場合があります。

在園児（継続・転園）、在園児のきょうだい

利用希望開始日	受付開始	受付終了	選考方法	決定の時期
令和8年 4月1日～ 6月1日	令和7年 11月1日(土)	①令和7年 11月21日(金)	保育の必要性が 高い方から選考	1月下旬頃
令和8年 6月2日～		令和8年度末	申込順 (①及び②の選考後に 調整)	利用希望日の 2か月前以降

【提出/受付先】

- ・市役所子育て支援課⑦番窓口、各総合支所住民サービス課
- ・入所している施設

新規入所

利用希望開始日	受付開始	受付終了	選考方法	決定の時期
令和8年 4月1日～ 6月1日	令和7年 11月1日(土)	②令和7年 12月10日(水)	保育の必要性が 高い方から選考	1月下旬頃
	②の期間後 令和7年 12月11日(木)	令和8年度末	申込順 (①及び②の選考後に 調整)	3月上旬
令和8年 6月2日～	令和7年 11月1日(土)			利用希望日の 2か月前以降

【提出/受付先】

- ・市役所子育て支援課⑦番窓口、各総合支所住民サービス課

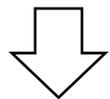
○申込みは、持参・郵送で受け付けます。

※郵送の場合は、受付終了日までの必着となります。

○市役所、各総合支所での受付は、**8：30から17：15まで**です。

※土、日、祝日、年末年始期間[12月29日(月)～令和8年1月4日(日)]を除く。

申込書類は、
こちらから。
申込年度誤り
にご注意くだ
さい。



問合せ先/郵送先

鹿屋市子育て支援課 保育幼稚園係 ☎0994-31-1134
〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号

目次

1 保育の必要性と保育必要量 …… P 1	5 入所選考の流れ …… P 5
2 認定 …… P 2	6 申込書類と記入例 …… P 8
3 幼児教育・保育の無償化 …… P 2	7 申込事項の変更と現況調査 …… P20
4 保育料等 …… P 3	8 施設の一覧 …… P21

施設の概要

施設の概要は以下のとおりです。対象児童や利用できる時間等が異なります。

施設区分	施設の概要	対象児童	開所時間	申込先
地域型保育事業所	小規模保育など少人数（19人以下）で児童の保育を行う施設	保育の必要性がある 0～2歳児	○保育標準時間 最長11時間 ○保育短時間 最長8時間	鹿屋市
認可保育所	就労等のため、児童を家庭で保育できない保護者に代わり保育を行う施設	保育の必要性がある 0～5歳児	・施設により開所時間は異なります。 ・保育時間は、保育の必要性の事由により市が判定。	
認定こども園（保育枠）	保育所と幼稚園の両方の機能を持ち、保育と教育を一体的に行う施設			
認定こども園（教育枠）		4時間程度 + 預かり保育	施設	
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるため幼児期の教育を行う施設	満3歳～5歳児		・施設により開所時間は異なります。

※保育の必要性とは、父、母いずれもが、就労等の事由により家庭での保育が困難であることです。「1 保育の必要性と保育必要量」参照
※認定こども園（教育枠）、幼稚園については、4時間程度の開所時間に加えて預かり保育（延長保育）があります。

子どもの健康状態

食物アレルギーや発育、発達の遅れなど、子どもの健康の状態について、気がかりな点やご心配がある場合、健診時や医療機関の受診時に指摘されたことがある場合は、申込時に提出する「アレルギー等調査票」にその旨を必ず記載してください。

また、障がい等のため特別に配慮が必要な子どもの利用申込前には、希望する保育所等を子どもと一緒に見学することをお勧めします。安全に保育できる人員と設備があるかを保育所等と確認の上、申込みをお願いします。

医療的ケアが必要な子どもの申込みは、別途相談が必要になりますので、事前に鹿屋市（以下「市」という。）へご相談ください。

1 保育の必要性と保育必要量

保育の必要性とは、父、母いずれもが就労等の事由により家庭での保育が困難であることです。（保護者が「保育を必要とする事由」に該当するため、児童を家庭で保育できない場合を指します。）以下のいずれかの事由が必要となりますので、申込みの際には、【 】内の書類を添付してください。

項目	内容及び証明書類	摘要
① 就労	・ 1か月に48時間以上労働することを常態としている場合 【就労証明書】	事由が継続していれば就学前まで
② 出産等	・ 妊娠中又は出産後間がなく、児童の保育ができない場合 【母子手帳（写）】 ※表紙及び出産予定日が記載されているページ	予定日の2か月前から出産後3か月の末日まで
③ 保護者の病気・障がい	・ 保護者が疾病や負傷している場合 ・ 保護者が精神や身体に障がい有している場合 【医師の診断書（写）】又は【病気療養証明書】 【身体障がい者手帳（写）】、【療育手帳（写）】 【精神障がい者保健福祉手帳（写）】	事由が継続していれば就学前まで
④ 病人の看護	・ 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障がい有する親族を常時看護している場合 【看護証明書】	
⑤ 災害の復旧	・ 火災、風水害及び地震等により被災し、その復旧の間、児童の保育ができない場合 【り災証明書（写）】	復旧に要する期間
⑥ 求職中	・ 保護者が求職活動をしている場合 【ハローワーク受付票（写）】又は【雇用保険受給資格者証（両面写）】	求職活動の開始から3か月の末日まで
⑦ 就学・職業訓練	・ 学校教育法及び職業能力開発促進法等に規定する学校及び職業訓練校に通っている場合 【在学証明書】	事由が継続していれば就学前まで
⑧ 児童の虐待・DV等	・ 児童の虐待又は再発のおそれがあり、家庭で保育が困難な場合 ・ 配偶者からの暴力により児童の保育が困難な場合 【保護命令、虐待又はDVの被害者であることの証明書】	
⑨ 育児休業・育児に専念	・ 育児に専念している場合 【母子手帳（写）】 ※表紙及び誕生日が記載されているページ	産後12か月の末日まで
⑩ その他	・ 子育て支援課へご相談ください。	

保育必要量とは、利用可能な保育時間のことです。保育の必要性の事由によって、以下の2種類に区分されます。（各施設の保育時間、延長保育の有無は、「8 施設の一覧」参照）

保育必要量	保育標準時間	保育短時間
利用可能な保育時間	1日最大 11時間 利用	1日最大 8時間 利用
保育の必要性の事由	① 就労 (1か月に 120時間以上) ② 妊娠・出産 ③ 保護者の病気・障がい ④ 病人の看護 ⑤ 災害の復旧 ⑦ 就学・職業訓練 ⑧ 児童の虐待・DV等 ⑨ 育児休業等	① 就労 (1か月に 48時間以上120時間未満) ⑥ 求職中

※就労時間が月120時間未満であっても、やむを得ない事情（保護者の勤務時間や通勤時間等）がある際は、保育標準時間で認定できる場合があります。



2 認定

(1) 子どものための教育・保育給付認定

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所等を利用するには、市へ申込書と必要書類を提出し、「子どものための教育・保育給付認定」（以下、1号認定、2号認定、3号認定という。）を受ける必要があります。※条件を満たす場合のみ認定しますので、必ず認定されるものではありません。

認定区分	認定の条件	利用可能施設
1号認定	満3歳以上で教育を希望する場合	・認定こども園（教育枠） ・移行幼稚園
2号認定	満3歳以上で保育の必要性があり、保育を希望する場合	・認可保育所 ・認定こども園（保育枠）
3号認定	満3歳未満で保育の必要性があり、保育を希望する場合	・認可保育所 ・認定こども園（保育枠） ・地域型保育事業所

(2) 子育てのための施設等利用給付認定

幼稚園や認可外保育施設、認定こども園の預かり保育を利用する方で、市へ申込書と必要書類を提出し、「子育てのための施設等利用給付認定」（以下、新1号認定、新2号認定、新3号認定という。）を受けた方は、利用料の無償化の対象（※上限あり）となります。※条件を満たす場合のみ認定しますので、必ず認定されるものではありません。

※新2号認定の対象になるのは、満3歳を迎えた次の4月1日からとなります。

認定区分	認定の条件	利用可能施設
新1号認定	満3歳以上である場合	・未移行幼稚園
新2号認定	3歳以上で保育の必要性がある場合	・未移行幼稚園
新3号認定	満3歳以上で保育の必要性があり、市町村民税非課税世帯の場合	・認可外保育施設 ・認定こども園（教育枠）、幼稚園の預かり保育

3 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、3歳～5歳児と市町村民税非課税世帯の0歳～2歳児の保育料は無償となりました。また、給食費のうち副食費（おかずやおやつ費用）については、世帯の市町村民税所得割額（以下、所得割額という。）やきょうだいの状況によって免除制度があります。詳細は、「4 保育料等」に記載してあります。

年齢	利用施設	利用料金の決定	認定区分	料金及び無償化等
0～2歳児 令和5年4月2日生以降	認可保育所 認定こども園（保育枠） 地域型保育事業所	○保育料 市が決定	3号認定	○保育料：保護者負担 ○給食費（主食費＋副食費） ※保育料に含む
3～5歳児 令和2年4月2日生～ 令和5年4月1日生	認可保育所 認定こども園（保育枠）	○給食費（主食費＋副食費） 施設が決定	2号認定	○保育料：無償化 ○給食費（主食費）：保護者負担 （副食費）：保護者負担

※（保育枠の場合）保育料無償化の対象になるのは、満3歳を迎えた次の4月1日からとなります。

4 保育料等

保育所等の利用にあたっては、保育料や給食費、バス代、文房具等に係る実費を保護者が負担します。保育料は、階層区分、保育必要量及び世帯の状況に応じた額を決定します。階層区分は、世帯の市町村民税所得割額（以下、所得割額という。）を基に判定します。

※原則、父母が保育料算定の扶養義務者となりますが、父母が非課税の場合は、同居する祖父母の税額で判定することがあります。

給食費は、主食費（ごはん・パン等の費用）と副食費（おかずやおやつ等の費用）があり、各施設が定めた額を施設が徴収します。所得割額、世帯の状況によっては徴収が免除となる場合があります。

（1）令和8年度の算定

4月分～8月分	9月分～翌年3月分
令和7年度の所得割額で算定 (令和6年中の所得)	令和8年度の所得割額で算定 (令和7年中の所得)

※海外に居住しており市町村民税情報がない方は、海外勤務期間中の所得額等を市町村民税相当額として算定し、利用料の決定及び副食費免除の対象を判定しますので、別途関係書類の提出を依頼する場合があります。

（2）保育料の額

所得割額に応じた階層区分、保育料は以下の表のとおりです。なお、幼児教育・保育の無償化により、3歳児～5歳児（令和8年4月1日時点）は0円となります。

※2号認定・3号認定の階層区分となります。（1号認定の階層区分ではありません。）

階層区分	所得割額	保育料(0～2歳児)	
		標準時間	短時間
1	(生活保護受給世帯)	0円	0円
2	(市町村民税非課税世帯)	0円	0円
3	48,600円未満	17,000円	16,800円
4	1 54,600円未満	23,000円	22,600円
	2 60,600円未満	24,000円	23,600円
	3 66,600円未満	25,000円	24,600円
	4 72,600円未満	26,000円	25,600円
	5 78,600円未満	27,000円	26,600円
	6 84,600円未満	28,000円	27,600円
	7 90,600円未満	29,000円	28,600円
	8 97,000円未満	30,000円	29,600円
5	1 121,000円未満	34,000円	33,500円
	2 145,000円未満	38,000円	37,400円
	3 169,000円未満	42,000円	41,400円
6	301,000円未満	46,000円	45,300円
7	397,000円未満	48,000円	47,200円
8	397,000円以上	50,000円	49,200円

- ・階層区分は、住宅借入金等特別控除や寄附金控除等、適用前の金額で判定します。
- ・未申告等により階層区分の判定ができない場合は、**保育料を最高額、副食費を徴収対象として決定**します。**修正申告の場合も含め**、速やかに申告し、市子育て支援課へ届け出てください。
- ・2・3号認定における月途中入退所の場合は保育料を日割りで計算します。（1号認定⇔2号認定等の区分変更を除く。）※入所中の欠席の場合は、保育料の返金はありません。



(3) 保育料軽減制度

①ひとり親等の世帯のうち所得割額が77,101円未満の世帯

子どもの年齢、入所施設に関わらず2人目以降の保育料は無料となります。

ひとり親等とは、以下のいずれかに該当する世帯です。

- ・児童扶養手当の適用がある世帯
- ・ひとり親医療費助成の適用がある世帯
- ・障がい者手帳を有する者のいる世帯

※条件に該当する場合でも、所得割額が77,101円以上の場合は、階層区分に応じた保育料を決定します。

階層	所得割額	1人目		2人目以降	
		標準	短時間	標準	短時間
ひとり親等	77,101円未満	8,000円	8,000円	0円	0円

②きょうだいがいる世帯

【所得割額57,700円未満の世帯】

第一子の年齢、入所施設に関わらず、2子目は半額、3子目以降は無料となります。

【所得割額57,700円以上の世帯】

特定の施設に入所している児童（以下、入所児童という。）のうち、2子目は半額、3子目以降は無料となります。特定の施設とは、以下に該当する施設です。

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、企業主導型保育事業所、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、特別支援学校幼稚部

さらに

《就学児童を含み18歳未満の子どもが世帯に3人以上おり、所得割額97,000円未満の場合》

18歳未満の児童から数えて3子目以降の児童は、保育料軽減の対象となります。

軽減後の額は以下のとおりです。

入所児童1子目 → 保育料の3分の2の額

入所児童2子目 → 保育料の4分の1の額

～軽減の対象となる例～

父	...	所得割額	60,000円
母	...	所得割額	20,000円
子	...	10歳	(小学4年生)
子	...	2歳	(保育所在園：3号認定 標準時間)
子	...	0歳	(保育所在園：3号認定 標準時間)

10歳 (小学4年生)	2歳 (認可保育所)	0歳 (認可保育所)
		
保育料	28,000円	7,000円
		28,000円 の1/4

- ・所得割額の合計は、80,000円であり、第4-6階層。
- ・第2子については、軽減制度には該当しないため満額(28,000円)。
- ・第3子については、3子目以降で、入所児童2人目であるため保育料の4分の1となり(7,000円)となります。



(4) 副食費の免除（実費徴収に係る補足給付費認定）

以下のいずれかの条件に該当する場合は、副食費の徴収が免除されます。

施設区分	条件
認可保育所 認定こども園（保育枠）	<ul style="list-style-type: none"> ・所得割額が57,700円未満の世帯 ・所得割額が77,101円未満で、ひとり親等※の世帯 ※児童扶養手当、ひとり親医療費助成の適用がある世帯、障がい者手帳を有する者がいる世帯 ・同時就園のきょうだいから数えて3人目以降の児童
幼稚園 認定こども園（教育枠）	<ul style="list-style-type: none"> ・所得割額が77,101円未満の世帯 ・小学校3年生までのきょうだいから数えて3人目以降の児童

※認可保育所等の0～2歳児は、給食費（主食費・副食費）の徴収はありません。（保育料に含まれる。）

(5) 保育料の納付 (※「認可保育所」を利用する場合にのみ該当)

「認定こども園、地域型保育事業所」は保育料を**各施設へ**お支払いいただくこととなりますので、ご不明な点等がございましたら、各施設へお問合せください。

納付方法	<ul style="list-style-type: none"> ・「納付書でのお支払い」又は「口座振替」があります。 ※口座振替は、金融機関への申請が必要です。振替開始は、手続きから2か月程度かかります。 ・「納付書」は、市役所や金融機関、コンビニエンスストアでのお支払いのほか、クレジットカード・スマートフォン決済アプリ等のキャッシュレス決済が可能です。
納期限	<ul style="list-style-type: none"> ・当該月の末日 (※12月分は25日) ※納期限が土曜・日曜・祝日等で金融機関が休業日の場合は、翌営業日
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・期限内の納付が確認できない場合は、督促状を発送します。 ・長期にわたり保育料の滞納がある場合は、給与や財産等の差押えや、児童手当の額から保育料に充当を行います。 ・特別な事情により保育料の納付が困難な場合は、必ず市子育て支援課へ早めにご相談ください。

5 入所選考の流れ

認可保育所・認定こども園（保育枠）・地域型保育事業所を希望し、入所希望日が4月1日～6月1日の方

受付期間内に提出

申込受付

対象者	受付開始	受付終了
在園児（継続希望）	令和7年11月1日(土)	令和7年11月21日(金)
在園児（転園）		
在園児のきょうだい		
新規入所	令和7年11月1日(土)	令和7年12月10日(水)

1次選考

保育の必要性の高い方から選考します。申込順ではありません。

選考結果通知(郵送)
【1月下旬頃予定】

《入所が内定しなかった場合》

2次選考希望調査
【1月末締切予定】

《希望施設を
変更した場合》 《入所保留（空き待ち）
を希望した場合》

《入所の内定》

【市から保護者の方へ】(郵送)
・選考後の施設の空き状況をお知らせします。
・希望施設で空きを待つか、希望施設の変更を行うかの調査を行います。
【保護者の方から市へ】以下いずれか
・回答フォームから回答
・回答用紙を持参、郵送

2次選考

選考結果通知(郵送)【2月中旬予定】

《入所が内定しなかった場合》

《入所の内定》

2次選考で内定しなかった場合の希望施設の変更を行うかについても調査を行います。

施設での入所手続き

・施設から郵送、電話等で連絡があります。

入所保留（空き待ち）

・入所可能になった際に市から連絡します。

受付期間後に提出

申込受付【令和7年12月11日(木)～】



入所選考【2月下旬予定】



【選考の優先順位】

- 1 受付期間内に、申込みをした方
 - 2 申込日が早い方（申込順）
- ※申込日が同日の場合は、保育の必要性が高い方を優先。

選考結果通知【3月上旬予定】（郵送）

※選考には、申込みから1週間程度お時間をいただきます。2月中旬以降に申込みした場合は通知が3月中旬以降になる場合があります。

《入所の内定》



施設での入所手続き

- ・施設から郵送、電話等で連絡があります。

《入所が内定しなかった場合》



入所保留（空き待ち）

- ・入所可能になった際に市から連絡します。

認可保育所・認定こども園（保育枠）・地域型保育事業所を希望し、
入所希望日が6月2日～の方

申込受付【令和7年11月1日(土)～】



入所選考【利用希望日の2か月前】



【選考の優先順位】

- 1 受付期間内に申込みをした方
 - 2 申込日が早い方（申込順）
- ※申込日が同日の場合は、保育の必要性が高い方を優先。

選考結果通知【利用希望日の1か月半前以降】（郵送）

※選考には、申込みから1週間程度お時間をいただく場合があります。

《入所の内定》



施設での入所手続き

- ・施設から郵送、電話等で連絡があります。

《入所が内定しなかった場合》



入所保留（空き待ち）

- ・入所可能になった際に市から連絡します。

事前にご確認ください！！

- ・書類に不備があった場合、受付終了日以降の申込みは、入所選考の対象外となります。
 - ・アレルギーや障がい、療育等により集団生活の際に発達の違いがある等の配慮が必要な児童の場合は、安全な保育を行うために入所内定前に面談を行っていただきます。施設の状況等により受入ができない場合があります。
 - ・利用希望が無くなった場合は、速やかに市子育て支援課へ申込み取下げのお手続きをお願いします。
 - ・利用申込みの際は、お子様と一緒にご希望の保育所等を見学していただくことをおすすめします。
- なお、見学を希望される際には、事前に保育所等へ直接お問い合わせください。申込前に保育方針、諸経費、送迎バスの有無などの利用条件をご確認ください。

認定こども園（教育）・幼稚園・認可外保育施設を希望する方

申込受付

入所選考・内定

※施設により受付の開始時期や選考方法が異なりますので、
事前に希望施設へお問合せください。



市へ支給認定、施設等利用給付認定等を申込み



市が認定し、
施設、保護者へ通知(郵送)

鹿屋市外に在住し、鹿屋市へ転入予定の方

『転入前の保育所等利用申込みに係る誓約書』を提出していただくことで、**鹿屋市へ直接申込み**していただくことが可能です。受付期間は、市内の方と同じです。

鹿屋市内に在住し、鹿屋市外の保育施設を希望する方（広域入所）

里帰り出産や、勤務地の都合等により鹿屋市外の施設への入所を希望する場合は、希望先の市町村と鹿屋市で協議を行い入所を決定します。市内施設を希望する場合と同様に**鹿屋市へ申込み**してください。

入所選考は、受入先施設の所在する市町村が行います。
認定及び保育料の決定は鹿屋市が行います。

鹿屋市内に在住し、鹿屋市外へ転出予定の方

申込方法や受付期間が市町村によって異なりますので、希望する施設のある市町村へお問合せください。鹿屋市を通して申込みが必要な場合は、必要書類をそろえて提出してください。郵送で送付しますので、期間に余裕を持ってご提出ください。

保育の必要性和選考手順

以下の優先順位区分、選考項目を基に保育の必要性を判断し、入所選考を行います。

《選考の手順》

- ① 区分の高い児童から施設への受入可否を判断
- ② 区分が同じ場合は、選考項目により受入可否を判断

《優先順位区分》

区 分
1 在園児童
2 きょうだい児童
3 地域型保育事業所に在園中で連携施設を希望する世帯の児童
4 保育所等勤務（予定）世帯の児童
5 特別の支援を要する世帯の児童
6 ひとり親等世帯の児童
7 転園を希望する世帯の児童
8 新規入所を希望する世帯の児童

《選考項目》

項 目
保育の必要性の事由 （就労形態や勤務時間、出産予定日等）
児童の状況 （前年度の申込状況、入所状況等）
世帯の状況 （家族の同居状況、未就学児の人数等）

入所保留（空き待ち）

入所申込みは、令和8年度中（令和9年3月末日まで）は有効です。

施設に受入が可能となった際に市から連絡します。

入所保留（空き待ち）となった場合は、市から「入所保留通知」を郵送します。職場やハローワークから育児休業給付金の延長申請に係る書類の提出を求められた際にご利用ください。※**再発行不可**



【注意事項】

- ・希望施設の追加や変更を希望する場合は、「教育・保育給付認定変更等届出書」の提出が必要です。
- ・令和9年度（令和9年4月～）の入所を希望する場合は再度申込みが必要です。
- ・認可施設（保育所、認定こども園（教育枠・保育枠）、地域型保育事業所、幼稚園）に入所しながら空き待ちをすることはできません。

入所選考期間

入所選考は、最短で利用希望日の2か月前から行い、希望日の1か月半前を目途に結果を電話連絡し、通知を郵送します。利用希望日の2か月前よりも前の場合は、申込順が前後して入所決定する場合があります。

6 申込書類と記入例

申込みに必要な書類は以下のとおりです。保育の必要性の証明書類の詳細は「1 保育の必要性と保育必要量」をご確認ください。

(1) 保育を希望する場合（認可保育所、認定こども園（保育枠）、地域型保育事業所）

【新規入所・転園（令和8年4月以降）希望の方】

※転園希望の場合、他児童の申込状況等によっては在園施設へ戻れない場合があります。

書類	必要な方	必要な部数
施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼 利用申込書（教育・保育施設）兼 現況届【C】（以下「申込書【C】」）	全員	児童1人につき1部
同意書兼誓約書		
アレルギー等調査票		
父・母の保育の必要性の証明書類		世帯で父母1部ずつ
マイナンバーの利用に関する同意書 ※新規のみ		世帯で1部
転入前の保育所等利用申込みに係る誓約書	鹿屋市へ転入予定の方	世帯で1部

【継続入所（令和8年4月以降）希望の方、または令和7年度末で卒園する方】

書類	必要な方	必要な部数
申込書【C】	全員	児童1人につき1部
同意書兼誓約書 ※令和7年度末卒園児不要		
アレルギー等調査票※令和7年度末卒園児不要		
父・母の保育の必要性の証明書類		世帯で父母1部ずつ

(2) 教育を希望する場合（認定こども園（教育枠）、幼稚園）

書類	必要な方	必要な部数
施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼 利用申込書【A】	全員	児童1人につき1部
マイナンバーの利用に関する同意書		世帯で1部
子育てのための施設等利用給付認定申請書【B】	新2号認定・新3号認定を希望する方	児童1人につき1部
父・母の保育の必要性の証明書類		世帯で父母1部ずつ

マイナンバーの提出

申込みの際には、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」に基づき、マイナンバーの提出が必要です。提出には、以下の書類が必要です。

- (1) マイナンバーの利用に関する同意書
- (2) 確認書類2種（①、②から1種ずつ）
 - ① 個人番号確認書類（以下の内いずれか）
マイナンバーカード（裏面）、通知カード、個人番号記載の住民票
※記載された氏名、住所等の変更手続きがされているもの
 - ② 本人確認書類（以下の内いずれか）
マイナンバーカード（表面）、運転免許証、パスポート、障がい者手帳、在留カード等

注意事項

不足書類がある場合や受付期間を過ぎた場合は、認定ができないことや入所選考の対象外となる場合がありますので以下の項を再度ご確認ください。

【保育の必要性の証明書類】 → 「1 保育の必要性と保育必要量」

【申込先、受付期間等】 → 「5 入所選考の流れ」

同意及び誓約事項

同意書兼誓約書

(西暦) 2020年 〇〇月 〇〇日

鹿屋市長 様

鹿屋市

住所 〇〇町〇〇番地 〇〇ハイツ〇〇号室

保護者名 鹿屋 太郎

(自署の場合は押印不要)

施設を利用するにあたり、次の同意事項について同意し、誓約事項を遵守することを誓約します。
 なお、この同意書兼誓約書の記載事項に反した場合、認定を取消されても異議申立てをしません。

- 適正な保育の実施や保育料の算定等のため、市の担当者が、市の保有する小学校就学前子ども（児童）及び世帯員の住民票、税務資料、生活保護受給状況資料、児童扶養手当資料等の閲覧及び取得を行うこと。
- 入所決定後の特定教育・保育施設等における円滑な手続きのために、氏名、緊急連絡先等について市の保有する情報の閲覧及び取得を行い、市が特定教育・保育施設等に情報提供を行うこと。
- 集団生活の適否の確認及び保育の参考のため、市の担当者が、教育・保育施設、医療機関、療育機関及び乳幼児健康診査、健康相談、家庭訪問等に関する関係機関等が保有する情報共有を行うこと。また、主治医、療育機関、保健センター等との情報共有を行うこと。
- 決定された保育料の額について、市が特定教育・保育施設等に対して提示すること。
- 保育の必要性の事由に該当しなくなった場合、特別な事由なく1か月以上登園しなかった場合、通常保育に支障を来す行為があった場合その他教育・保育の実施継続に支障を来す事由が生じた場合は、認定を取消されても異議を申し立てないこと。
- 保育料を滞納した場合は、児童福祉法の規定により、財産調査、差押え(給与・預貯金等)などの滞納処分を受ける場合があること。
- 課税情報が確認できない場合は、税額が確定されるまでの間、最高額で決定すること。
- 年度当初の申請に当たり、認定事務及び利用調整事務が集中し、審査に時間を要することから、認定証の交付は、実施開始日の前月までに行われること。ただし、年度途中において申請し、又は決定した場合は、実施開始日までに交付されること。

【誓約事項】

- 利用申込後において、世帯構成や該当する保育の必要性の事由（勤務状況、妊娠・出産等）に変更が生じた場合又は保育料決定後に確定申告や市民税申告等により課税額に変更が生じた場合は、速やかに市長へ届け出ること。
- 保育認定を受けている際に、保育の必要性が認められなくなった場合は、速やかに市長へ届け出ること。
- 保育料の納付、必要書類の提出等、市や施設から対応を求められる場合は迅速に対応すること。

施設へ提出し、施設が記載及び押印する欄

施設記載欄

受付年月日	(西暦)	年	月	日	
施設名					印
利用契約（内定）の有無	<input type="checkbox"/> 有 【契約・内定〔 年 月 日 契約（内定）〕】				
1号定員区分と保護者の申請理由	<input type="checkbox"/> 定員内	【保護者の申請理由】			

【施設番号 施設名一覧】

<認定こども園>			
201 円鏡保育園	212 幼保連携型認定こども園こぼとけ保育園（本園）	221 さくら保育園	229 高隈こども園
202 ひがしはら認定こども園	幼保連携型認定こども園第2こぼとけ保育園（分園）	222 認定こども園西原幼稚園	230 幼保連携型光明こども園
203 アソカ幼保連携型認定こども園	213 認定こども園つるみね保育園	223 幼保連携型認定こども園光華こども園	231 認定こども園正覚寺保育園
204 幼保連携型認定こども園鹿屋カトリック幼稚園	214 幼稚園型認定こども園日の出幼稚園	224 幼保連携型認定こども園ふるえこども園	232 幼保連携型認定こども園細山田こども園
205 白崎保育園	215 平和保育園	225 幼保連携型認定こども園高須保育園（本園）	233 上小原認定こども園
206 杉の子保育園	216 信愛こどもの園	幼保連携型認定こども園第二高須保育園（分園）	234 あいら認定こども園
207 幼保連携型認定こども園笠之原こども園	217 認定こども園二葉保育園	226 認定こども園南部幼稚園	235 幼保連携型認定こども園いずみ幼稚園
208 寿敬心保育園	218 松下保育園（本園）	227 和光幼保連携型認定こども園	236 瑞穂保育園
209 第一鹿屋幼稚園	松下第2保育園（分園）	228 認定こども園	<幼稚園>
210 エンゼル保育園	219 まつしたこどもえん	大黒保育園（本園）	402 星幼稚園
211 幼保連携型認定こども園わかば保育園	220 敬心保育園	愛育園（分園）	

※市記載欄

処理及び経過記入欄

記入例

日付は2桁でご記入ください。【例】1月→01月

号認定>
号認定>
号認定>

B

申請日 西暦 2 0 2 年 月 日

【申請にあたって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
- 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校(預かり保育事業も利用する(※1))、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンターの施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1.預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

申請区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規申請	施設番号	● ● ●	施設名	● ● ● ● こども園	←施設番号及び施設名は裏面をご確認ください。
------	--	------	-------	-----	--------------	------------------------

①申請児童

申請児童	フリガナ	カ/ヤ ジロウ	生年月日	西暦	2 0 年 月 日
	氏名	鹿屋 次郎	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	障害者手帳の有無 <input type="checkbox"/> 有

②申請者（保護者／家計の主宰者）

住所	● ● ● - ● ● ● ● 鹿屋市 ● ● 町 ● ● 番地 ● ● ハイツ ● ● 号室				
保護者氏名	鹿屋 太郎	申請児童から見た続柄	父	生年月日	西暦 ● ● ● ● 年 ● ● 月 ● ● 日
				勤務先・通学先 又は通園先など	株式会社 ● ● ● ●
連絡先	(父)	0 9 9 4 - ● ● ● ●	(父) 祖父(母)	0 9 9 4	
	(母)	0 8 ● ● ● ●	(母) 祖父(母)	0 9 0 -	
その他連絡先	0 9 9 4 - ● ● ● ●	<input type="checkbox"/> 父勤務先	<input type="checkbox"/> 母勤務先	<input checked="" type="checkbox"/> 母勤務先	
認定種別	<input type="checkbox"/> 申請児童は、認定希望日時点で満3歳 <input checked="" type="checkbox"/> 申請児童は、0歳から認定希望日時点で 市県税非課税世帯に該当する。【新3号】				
	1月1日現在の住所 認定希望年と同一年 <input checked="" type="checkbox"/> 鹿屋市内 <input type="checkbox"/> 市外 () 認定希望年の前年 <input type="checkbox"/> 鹿屋市内 <input checked="" type="checkbox"/> 市外 (● ● 県 ● ● 市)				
	<input type="checkbox"/> 申請児童は、上記のどちらにも該当しない。(保育の必要性がない) 【新1号】				

該当する区分に✓をご記入ください。

市外に該当する場合は、市町村名までご記入ください。

認定希望年と同一年 ⇒ 令和8年1月1日時点
認定希望年の前年 ⇒ 令和7年1月1日時点

③施設の利用を希望する期間

希望する利用期間	西暦 2 0 2 6 年 0 4 月 0 1 日 から	<input checked="" type="checkbox"/> 小学校就学前まで
		<input type="checkbox"/> 西暦 2 0 2 年 月 日 まで

④世帯の状況（※上記①及び②除く）

世帯員	氏名	鹿屋 花子	家計の主宰者(上記②以外の)	<input type="checkbox"/>	申請児童から見た続柄	母	生年月日	西暦 ● ● ● ● 年 ● ● 月 ● ● 日
	氏名	鹿屋 一郎					勤務先・通学先	● ● ● 銀行
	氏名	鹿屋 トメ						無職
	氏名			<input type="checkbox"/>	申請児童から見た続柄		生年月日	西暦 年 月 日

上記2名以外の世帯員をご記入ください。

新2号、新3号認定を希望される方は裏面もご記入ください。

※※※新1号認定を希望される方の記入はここまでで終了です。それ以外の方は次にお進みください。※※※

⑤父母等の状況

・該当する区分に☑をし、必要な事項を記入してください。
 ・父母の保育必要理由を証明する書類の添付が必要になります。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	備考
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 病人の看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧	<input type="checkbox"/> 単身赴任中
		<input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> その他	
母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> その他 ()		
家庭の状況	<input type="checkbox"/> 父親・母親がいない <input type="checkbox"/> 離婚済 <input type="checkbox"/> 離婚調停中 <input type="checkbox"/> 別居中 <input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> その他 ()		

理由に応じた書類等の添付が必要になります。

⑥認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンターの利用状況(予定含む)

施設名	利用するサービスの種類	利用開始日(予定日)
●●●●施設	<input type="checkbox"/> 認可外 <input type="checkbox"/> 一時預かり <input checked="" type="checkbox"/> 病児保育 <input type="checkbox"/> ファミリーサポートセンター	(西暦) 20●●年 ●月 ●日
		(西暦) 年 月 日
		(西暦) 年 月 日

該当がある場合のみご記入ください。

【施設番号 施設名一覧】

<認定こども園>			
201 円鏡保育園	213 認定こども園つるみね保育園	225 幼保連携型認定こども園高須保育園(本園)	235 幼保連携型認定こども園いずみ幼稚園
202 ひがしはら認定こども園	214 幼稚園型認定こども園日の出幼稚園	幼保連携型認定こども園第二高須保育園(分園)	236 瑞穂保育園
203 アソカ幼保連携型認定こども園	215 平和保育園	226 認定こども園南部幼稚園	<幼稚園>
204 幼保連携型認定こども園鹿鹿カトリック幼稚園	216 信愛こどもの園	227 和光幼保連携型認定こども園	
205 白崎保育園	217 認定こども園二葉保育園	228 幼保連携型認定こども園	401 鹿屋幼稚園
206 杉の子保育園	218 松下保育園(本園)	大黒保育園(本園)	402 星幼稚園
207 幼保連携型認定こども園笠之原こども園	松下第2保育園(分園)	愛育園(分園)	<認可外保育所>
208 寿敬心保育園	219 まつしたこどもえん	229 高隈こども園	
209 第一鹿屋幼稚園	220 敬心保育園	230 幼保連携型光明こども園	601 保育サポート
210 エンゼル保育園	221 さくら保育園	231 認定こども園正覚寺保育園	ぼよぼよハウス
211 幼保連携型認定こども園わかば保育園	222 認定こども園西原幼稚園	232 幼保連携型認定こども園細山田こども園	602 第一南里保育園
212 幼保連携型認定こども園こぼと保育園(本園)	223 幼保連携型認定こども園光華こども園	233 上小原認定こども園	603 星塚保育園
幼保連携型認定こども園第2こぼと保育園(分園)	224 幼保連携型認定こども園ふるえこども園	234 あいら認定こども園	

※市記載欄

	事由	添付書類		事由	添付書類	受付	確認
1	就労	就労証明書	6	求職中	ハローワーク受付票		
2	出産等	母子手帳	7	就学・職業訓練	在学証明書		
3	保護者の病気・障害	診断書、病気・療養証明書、障害者手帳等	8	児童の虐待・DV	証明書		
4	病人の看護	看護証明	9	育児休業・育児専念	母子手帳		
5	災害の復旧	り災証明	10	その他			

備考

⑤保育必要量の希望

保育必要量の希望	<input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間（11時間） <input type="checkbox"/> 保育短時間（8時間）
----------	---

※保育の必要性の理由や必要理由を証明する書類により決定しますので、希望と異なる場合があります。

⑥現在の保育の利用状況等

現在の保育の状況	<input type="checkbox"/> 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所を利用中（施設名：_____）
	<input type="checkbox"/> 幼稚園に入園中（施設名：_____）
	<input type="checkbox"/> 認可外保育施設（施設名：_____）
	<input checked="" type="checkbox"/> 家庭で保育
	<input type="checkbox"/> 親族に預けています（施設名：_____）
	<input type="checkbox"/> その他（_____）

**○継続利用希望の方は“無”に✓をいれて記入終了です。
○転園申請の方は“有”に✓をいれたのち、下(⑦以降)の記入へお進みください。
※転園申請の場合、他児童の申込状況等によっては在園施設へ戻れない場合もあります。**

施設変更の希望有無 無 有 ※認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所を利用中の方のみ記載

⑦【新規申請・転園申請の方のみ記入】施設の利用を希望する期間及び希望する施設名

希望する利用期間	西暦	2	0	2	6	年	0	4	月	0	1	日	から	<input checked="" type="checkbox"/> 小学校就学前まで <input type="checkbox"/> 西暦 2 0 2 年 月 日 まで
----------	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	--

・施設番号及び施設名は別添をご確認ください。 ※第3希望まですべて記入する必要はありません。転園前（利用中）施設含め、記入施設のみで調整します。

希望順位	施設番号	施設名	希望理由	見学の有無
1	● ● ●	●●●園	<input checked="" type="checkbox"/> きょうだいが在園中のため <input type="checkbox"/> 自宅や職場から近いため <input type="checkbox"/> 手伝いを頼む実家が近いため <input type="checkbox"/> 通勤経路にあるため <input type="checkbox"/> 施設の運営方針に共感したため <input type="checkbox"/> その他（_____）	<input type="checkbox"/> 有
2	▲ ▲ ▲			
3				

**記入した施設において、利用調整を行います。
※転園申請希望でも転園不可だった場合、在園施設に戻る可能性がある場合は記入が必要になります。（空きがなければ戻れない場合もありますので、ご理解の上、転園申請してください。）**

⑧【新規申請・転園申請の方のみ記入】利用調整について

きょうだいで同時申請する場合	利用時期	<input checked="" type="checkbox"/> 申請児童全員が同時期に利用できる場合のみ入所を希望する。 <input type="checkbox"/> 利用できる児童から先に利用を希望する。
	利用先	<input checked="" type="checkbox"/> 同施設を利用できる場合のみ入所を希望する。 <input type="checkbox"/> 希望施設以外の保育施設を希望する。（子育て支援課にご相談ください。） <input type="checkbox"/> その他の施設について利用を検討する。 ※幼稚園、認定こども園（1号）を利用しながら施設の空きを待つことはできません。 <input type="checkbox"/> その他（_____）

きょうだいで同時申請する場合のみ、ご記入ください。

⑨【新規申請・転園申請の方のみ記入】他の申込状況 ※選考に影響はありません。

他の申込状況	<input checked="" type="checkbox"/> なし（本申請のみ）
	<input type="checkbox"/> 幼稚園（施設名：_____） <input type="checkbox"/> 内定 <input type="checkbox"/> 未定
	<input type="checkbox"/> 認可外保育施設（施設名：_____） <input type="checkbox"/> 内定 <input type="checkbox"/> 未定

※市記載欄

同意及び誓約事項

同意書兼誓約書

(西暦) 2020 年 00 月 00 日

鹿屋市長 様

鹿屋市

住所 000町000番地 000ハイツ000号室

保護者名 鹿屋 太郎

(自署の場合は押印不要)

施設を利用するにあたり、次の同意事項について同意し、誓約事項を遵守することを誓約します。
 なお、この同意書兼誓約書の記載事項に反した場合、保育の実施を解除されても異議申立てをしません。

【同意事項】

- 適正な保育の実施や保育料の算定等のため、市の担当者が、市の保有する小学校就学前子ども（児童）及び世帯員の住民票、税務資料、生活保護受給状況資料、児童扶養手当資料等の閲覧及び取得を行うこと。
- 入所決定後の特定教育・保育施設等における円滑な手続きのために、氏名、緊急連絡先等について市の保有する情報の閲覧及び取得を行い、市が特定教育・保育施設等に情報提供を行うこと。
- 集団生活の適否の確認及び保育の参考のため、市の担当者が、教育・保育施設、医療機関、療育機関及び乳幼児健康診査、健康相談、家庭訪問等に関する関係機関等に保有する情報共有を行うこと。また、主治医、療育機関、保健センター等との情報共有を行うこと。
- 決定された保育料の額について、市が特定教育・保育施設等に対して提示すること。
- 保育の必要性の事由に該当しなくなった場合、特別な事由なく1か月以上登園しなかった場合、通常保育に支障を来す行為があった場合その他教育・保育の実施継続に支障を来す事由が生じた場合は、施設の利用を解除されても異議を申し立てないこと。
- 保育料を滞納した場合は、児童福祉法の規定により、財産調査、差押え(給与・預貯金等)などの滞納処分を受ける場合があること。
- 課税情報が確認できない場合は、税額が確定されるまでの間、最高額で決定すること。
- 年度当初の申請に当たり、認定事務及び利用調整事務が集中し、審査に時間を要することから、認定証の交付は、実施開始日の前月までに行われること。ただし、年度途中において申請し、又は決定した場合は、実施開始日までに交付されること。
- 認可保育所を利用するにあたり、保育料の納期内納付ができなかった場合には、鹿屋市長から支給を受ける児童手当の額から保育料の支払いに充てる場合があります。

【誓約事項】

- 利用申込後において、世帯構成や該当する保育の必要性の事由（勤務状況、妊娠・出産等）に変更が生じた場合又は保育料決定後に確定申告や市民税申告等により課税額に変更が生じた場合は、速やかに市長へ届け出ること。
- 保育認定を受けている際に、保育の必要性が認められなくなった場合は、速やかに市長へ届け出ること。
- 保育料の納付、必要書類の提出等、市や施設から対応を求められた場合は必ず期限までに行うこと。

【施設番号 施設名一覧】

<認可保育所>		<認定こども園>		<地域型保育事業所>	
101	はらい川保育園	208	寿敬心保育園	224	幼保連携型認定こども園ふるえこども園
102	ひなぎく保育園	209	第一鹿屋幼稚園	225	幼保連携型認定こども園高須保育園(本園)
103	くりのみ保育園	210	エンゼル保育園		幼保連携型認定こども園第二高須保育園(分園)
104	野里保育園	211	幼保連携型認定こども園わかば保育園	226	認定こども園南部幼稚園
105	西南保育園	212	幼保連携型認定こども園こぼと保育園(本園)	227	和光幼保連携型認定こども園
106	正徳保育園		幼保連携型認定こども園第2こぼと保育園(分園)	228	幼保連携型認定こども園
107	洗心保育園	213	認定こども園つるみね保育園		大黒保育園(本園)
108	ふたば保育園	214	幼稚園型認定こども園日の出幼稚園		愛育園(分園)
109	ひばり保育園	215	平和保育園	229	高隈こども園
		216	信愛こどもの園	230	幼保連携型光明こども園
		217	認定こども園二葉保育園	231	認定こども園正覚寺保育園
		218	松下保育園(本園)	232	幼保連携型認定こども園細山田こども園
			松下第2保育園(分園)	233	上小原認定こども園
		219	まつしたこどもえん	234	あいら認定こども園
		220	敬心保育園	235	幼保連携型認定こども園いずみ幼稚園
		221	さくら保育園	236	瑞穂保育園
		222	認定こども園西原幼稚園		
		223	幼保連携型認定こども園光華こども園		
					<認可外保育所(企業主導型保育所)>
					501 アレグリアファームこども園かのやKid's
					502 くるみ保育園
					503 池田保育園
					504 ひいらぎ保育園
					505 キッズハウスりんりん
					506 みなみのたいよう保育園A.S.K
					507 もりの家
					508 CoCo保育園

アレルギー等調査票

※この調査票は、児童の保育を円滑に実施するためのものであり、それ以外の目的には使用しません。

申請日	西暦	2	0	2	●	年	●	●	月	●	●	日
-----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

保護者氏名	鹿屋 太郎	保護者連絡先	0	9	0	-	●	●	-	●	●	●	●	※電話番号左詰めハイフン[-]を入力
-------	--------------	--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--------------------

利用児童	フリガナ	カヤ ジロウ	生年月日	西暦	2	0	●	●	年	●	●	月	●	●	日
	氏名	鹿屋 次郎	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	年齢	●	歳							

利用児童に必要な配慮	<input type="checkbox"/> 特になし
	<input checked="" type="checkbox"/> 発達の遅れがある (<input checked="" type="checkbox"/> ことば <input type="checkbox"/> 知能 <input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 聴覚 <input type="checkbox"/> その他 ())
	<input type="checkbox"/> 障害者手帳を持っている (<input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> その他 ())
	<input type="checkbox"/> 児童発達支援事務所(療育施設)等を利用している(施設名:)
	<input type="checkbox"/> その他 ()

利用児童のアレルギーの有無	<input type="checkbox"/> 無し <input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> まだわからない ※「有り」の場合は、下記の①～③を必ずご記入ください。
---------------	--

【アレルギー有無が「有り」に✓をした場合、下記の質問事項にお答えください。】

①アレルギーの原因となるものは何ですか。

食べ物 (具体的に: **卵、チョコレート**)

環境 (ハウスダスト・花粉症など)

くすり類 (具体的に:)

その他 ()

②どのような症状がありますか。

ぜんそく かゆみ じんましん アナフィラキシー チアノーゼ

その他 ()

③現在何かを制限していることがありますか。

いいえ

はい ※「はい」の場合、下記の事項にお答えください。

制限していることは何ですか。 (例: 乳製品は控えている)							
卵、チョコレートが含まれている食品を控えている。							
いつからそれを行っていますか。							
●	歳						
●	か月						
現在、行っている制限はどなたの判断ですか。							
<input checked="" type="checkbox"/> 医師	<input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> その他 ()						
現在、病院へ通院していますか。							
<input type="checkbox"/> 通院していない							
<input checked="" type="checkbox"/> 通院している⇒	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">通院頻度</td> <td>2か月に1、2回</td> </tr> <tr> <td>病院名</td> <td>●●病院</td> </tr> <tr> <td>薬</td> <td><input type="checkbox"/> 服用している <input checked="" type="checkbox"/> 服用していない</td> </tr> </table>	通院頻度	2か月に1、2回	病院名	●●病院	薬	<input type="checkbox"/> 服用している <input checked="" type="checkbox"/> 服用していない
通院頻度	2か月に1、2回						
病院名	●●病院						
薬	<input type="checkbox"/> 服用している <input checked="" type="checkbox"/> 服用していない						

その他、施設へ気を付けてほしいことや、伝えておきたいことがありましたらご記入ください。

卵、チョコレートが含まれている食品は、食べさせないでほしい。

記入例

マイナンバーの利用に関する同意書

鹿屋市長 様

子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付認定及び子育てのための施設等利用給付認定等に関する事務であって、主務省令で定めるもの（注）を執り行うために必要となる情報について取得することに同意します。

（注）行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条列表第二に掲げる事務処理番号116の事務（うち主に保育料の決定事務）

記入日 令和 ●年 ●月 ●日

住 所 鹿屋市共栄町20番1号市営住宅101号

申請者（保護者） 保育 太郎

※自署の場合は押印不要

1 申請児童

氏名	続柄	生 年 月 日	個人番号（マイナンバー）											
保育 一子	本人	大正・昭和・平成・令和 ●年 ●月 ●日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
保育 二子	本人	大正・昭和・平成・令和 ●年 ●月 ●日	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
	本人	大正・昭和・平成・令和 年 月 日												

2 保護者

氏名	続柄	生 年 月 日	個人番号（マイナンバー）											
保育 太郎	父	大正・昭和・平成・令和 ●年 ●月 ●日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
保育 花子	母	大正・昭和・平成・令和 ●年 ●月 ●日	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3

※ひとり親家庭等で申請児童と同居の祖父母がいる場合は、祖父母についても以下記入してください。

氏名	続柄	生 年 月 日	個人番号（マイナンバー）											
		大正・昭和・平成・令和 年 月 日												
		大正・昭和・平成・令和 年 月 日												

申請者（保護者）の個人番号確認書類及び本人確認書類の写しを添付してください。

3 添付書類

個人番号の確認及び本人確認の

①個人番号確認

マイナンバーカード（裏面） 通知カード※ 個人番号記載住民票

※通知カードは、記載された氏名、住所が現在の住民票と一致している場合のみ利用できます。

②本人確認

マイナンバーカード（表面） 運転免許証 パスポート 障害者手帳
 在留カード その他（ ）

記入例 外勤

※証明日の記入漏れは受付できませんので、ご注意ください。再提出をお願いすることになります。

【保護者の方へ】
お勤め先の事業所等で作成を依頼してください。
※自営業主の方はご自身で作成してください。(記入例 自営参照)
【事業所の方へ】
記入例を参考に作成をお願いします。また、詳細な記入要領については、鹿屋市ホームページ参照又は子育て支援課までお問い合わせいただくようお願いいたします。また、就労証明書の内容について、確認のため記載担当者様へご連絡する場合があります。予めご了承ください。

就労証明書

鹿屋市長 宛



証明日 西暦 20XX 年 11 月 1 日

事業所名 ●株式会社 ▲事業所

代表者名 藤原 一郎

所在地 鹿屋市共栄町〇〇番×号

電話番号 0994 - ●● - ●●●●

担当者名 藤原 花子

記載者連絡先 090 - ■■■■■■ - ■■■■■■

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときは、刑事上の罪に関われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	フリガナ	ホイク タロウ
2	本人氏名	保育 太郎 年月日 1988 年 11 月 11 日
3	雇用(予定)期間等	期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 〇〇〇〇 年 4 月 1 日 ~ 〇〇〇〇 年 3 月 31 日
4	本人就労先事業所	名称 ●株式会社 ▲事業所 住所 鹿屋市共栄町〇〇番×号
5	雇用の形態	<input type="checkbox"/> 正社員 <input checked="" type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> その他
6	就労時間 (固定就労の場合)	月間 160 時間 0 分 (うち休憩時間 1,200 分)
		一月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日
		平日 9 時 0 分 ~ 17 時 0 分 (うち休憩時間 60 分)
		土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
就労時間 (変則就労の場合)	日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
	合計時間 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 時間 分	
	就労日数 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 日	
	主な就労時間帯 (うち休憩時間 分)	
7	就労実績	※日数に休憩時間を含み、時間数に休憩・残業時間を含む 年月 年 月 年月 年 月 年月 年 月 年月 年 月 日/月 時間/月 日/月 時間/月 日/月 時間/月
8	産前・産後休業の取得	※取得予定を含む <input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
9	育児休業の取得	※取得予定を含む <input checked="" type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 期間 〇〇〇〇 年 1 月 1 日 ~ 〇〇〇〇 年 1 月 31 日
10	産休・育休以外の休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 理由 <input type="checkbox"/> 介護休業 <input type="checkbox"/> 病休 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
11	復職(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み 年 月 日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無	※取得予定を含む <input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主 該当ある場合は、こちらの項目もご記入ください。 時 分 (うち休憩時間 分)
13	保育士等としての勤務実態の有無	<input type="checkbox"/>
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	<input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未定
15	入所内定時育休短縮可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 可(予定) <input type="checkbox"/> 否
16	育休延長可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 可(予定) <input type="checkbox"/> 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名 生年月日 施設名 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)
		※保護者が記入する欄にないです。
		<input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)
		年 月 日 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)

記入例_自営

就労証明書

鹿屋市長 宛



【保護者の方へ】
 自営業主の方はこちらを参考に yourself で作成してください。
 (※外勤の方はお勤め先の事業所等で作成を依頼してください。)
 なお、自営業の場合、この就労証明書のほか、開業届(写し)など追加書類の提出を求める場合があります。

※証明日の記入漏れは受付できませんので、ご注意ください。再提出をお願いすることになります。

証明日 西暦 **20XX** 年 **11** 月 **1** 日

事業所名 **●●株式会社 ▲▲事業所**

代表者名 **鹿屋 一郎**

所在地 **鹿屋市共栄町○○番×号**

電話番号 **0994 - ●● - ●●●●**

担当者名 **鹿屋 一郎**

記載者連絡先 **090 - ■■■■■■ - ■■■■■■**

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときは、刑事上の罪に関われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	<input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業・採石業・砂利採取業 <input checked="" type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業・物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 学術研究・専門・技術サービス <input type="checkbox"/> 宿泊業・飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活サービス業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> 公務
2	フリガナ 本人氏名	フリガナ ホイク タロウ 本人氏名 鹿屋 太郎 生年月日 1988 年 11 月 11 日
3	雇用(予定)期間等	<input checked="" type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期 (無期の場合は雇用開始日のみ) 0000 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名称 ●●株式会社 ▲▲事業所 住所 鹿屋市共栄町○○番×号
5	雇用の形態	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間 <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 月間 160 時間 0 分 (うち休憩時間 1,200 分)
		一月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日 平日 9 時 0 分 ~ 17 時 0 分 (うち休憩時間 60 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 日 主な就労時間帯 (うち休憩時間 分) 時 分 ~ 時 分
	就労実績	※日数に専従期間を含み、時間数に休憩・残業時間を含む 年月 年 月 年月 年月 年月 年月 年月 年月 日/月 時間/月 日/月 時間/月 日/月 時間/月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	<input checked="" type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 期間 0000 年 1 月 1 日 ~ 0000 年 1 月 31 日
10	産休・育休以外の休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 理由 <input type="checkbox"/> 介護休業 <input type="checkbox"/> 病休 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
11	復職(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み 年 月 日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 時 分 (うち休憩時間 分)
13	保育士等としての勤務実態の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未定
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未定
15	入所内定時育休短縮可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 可(予定) <input type="checkbox"/> 否
16	育休延長可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 可(予定) <input type="checkbox"/> 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名 生年月日 施設名 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)
		児童名 生年月日 施設名 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)
		児童名 生年月日 施設名 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)

就労形態に応じた合計時間をどちらか必ずご記入ください。
 (休憩時間を含む。残業時間を除く。)
 ※育児短時間勤務の場合でも、雇用契約上の勤務時間をご記入ください。

証明時において、記入可能値直近3か月の実績をご記入ください。なお、産休・育休中の方は、取得直前の3か月をご記入ください。
 ・新規採用等で実績がない場合は、今後の就労見込をご記入ください。

育休等からの復帰の場合はこちらをご記入ください。※記入漏れに注意。

該当する場合は、こちらの項目もご記入ください。

その他、記入担当者から鹿屋市子育て支援課への伝達事項等がありましたら、ご記入ください。

※保護者が記入する欄にありません。

7 申込事項の変更と現況調査

利用申込後、保育の必要性の事由や家庭の状況等に変更がある場合は、市子育て支援課にて手続きが必要です。手続き内容については、以下のとおりです。

変更内容	届出	添付書類・留意事項
① 住所変更（鹿屋市内の転居）	「教育・保育給付認定・施設等利用給付認定変更等届出書」	特になし
② 希望施設や利用期間の変更		
③ 1か月以上の欠席		
④ 税の申告・更正		
⑤ 世帯員や氏の変更	「保育所等利用申込み取り下げ届」	《婚姻》 配偶者の保育の必要性証明書類 《離婚調停中》 調停中であることが分かる公的書類
⑥ 保育を必要とする事由の変更		変更後の保育の必要性の証明書類 「1 保育の必要性と保育必要量」
⑦ 利用申込みの取下げ		入所施設が決定している場合は、事前に施設へ連絡してください。
⑧ 退所	「保育所等退所届」	事前に入所施設へお伝えください。
⑨ 鹿屋市外へ転出		継続して同施設入所を希望する場合も必要

オンライン申請

保育所等を利用予定の方、利用されている方の利便性向上と手続き簡素化を目的として、保育所等関係手続のオンライン手続きを開始しております。詳細は市ホームページをご確認ください。



【注意事項】

- ・添付書類がない場合は、変更が受け付けられません。
- ・**保育必要量の変更は、届出があった翌日以降になります。遡って変更することはできません。**
- ・保育必要量の変更に伴う保育料の変更は、**翌月分**からになります。
(月途中の入退所の場合は、日割り計算を行います。)
- ・**保育の必要性の事由に該当しなくなった場合や、届出をしなかった場合、特別な事由無く1か月以上登園しなかった場合は、実施解除（退所）となる場合があります。**
- ・世帯員の変更や税の申告・更正があった場合は、事由の発生した翌月から変更となります。

【決定の保留・取消について】

以下の場合、入所の決定を保留または取り消すことがあります。

- ① 過年度の保育料に滞納があり、誠実な対応や支払いの意思がない場合
- ② 申込みにおいて、必要書類が未提出の場合
- ③ 申込書類や各種証明書に不備（記入漏れ）がある場合
- ④ 申込内容に虚偽があった場合
- ⑤ 申込時から変更になった事柄について、変更の届出がなかった場合



現況調査

申込事項に変更がない場合であっても、市へ保育の必要性が継続している事を届け出る必要があります。書類の提出がない場合や、保育の必要性の事由に該当しない場合は、実施解除（退所）となる場合があります。6月頃《新2・3号認定向け》及び次年度申込みの際（11月頃）《2・3号認定向け》に依頼予定。

8 施設の一覧

認可保育所

小学校区	施設名	所在地	電話番号	保育標準時間		保育短時間		延長保育	送迎	
				開始	終了	開始	終了		有無	範囲
祓川	はらい川保育園	祓川町 4498番地	42-2250	7:30	18:30	8:30	16:30	～19:00	・	
笠野原	ひなぎく保育園	笠之原町 6番1号	42-4077	7:15	18:15	8:15	16:15	～18:45	・	
寿	くりのみ保育園	寿5丁目 17番7号	40-0963	7:00	18:00	8:30	16:30	～ 19:00	○	3歳以上(くりのみ保育園 ・第2どんぐり保育園)
野里	野里保育園	上野町 4776番地3	42-3577	7:00	18:00	8:00	16:00	～18:30	・	
西俣	西南保育園	萩塚町 3257番地5	49-2102	7:00	18:00	8:30	16:30	～18:30	・	
串良	正徳保育園	串良町岡崎 3445番地2	63-2186	7:00	18:00	9:00	17:00	～18:30	○	串良町(要相談)
	洗心保育園	串良町有里 460番地	63-9192	7:30	18:30	8:30	16:30	～19:00	・	
	ふたば保育園	串良町下小原 4860番地2	63-2620	7:10	18:10	9:00	17:00	～18:40	○	送迎ステーション(寿)
細山田	ひばり保育園	串良町細山田 5295番地1	62-3377	7:00	18:00	8:30	16:30	～18:30	・	

認定こども園

※認定こども園の記載内容は保育機能(2号認定・3号認定)に係るものです。

小学校区	施設名	所在地	電話番号	保育標準時間		保育短時間		延長保育	送迎	
				開始	終了	開始	終了		有無	範囲
祓川	円鏡保育園	西祓川町 374番地1	43-9000	7:00	18:00	8:00	16:00	～19:00	・	
鹿屋	アソカ幼保連携型 認定こども園	向江町 4番2号	42-3801	7:30	18:30	9:00	17:00		・	
	幼保連携型認定こども園 鹿屋カトリック幼稚園	古前城町 14番1号	44-4683	7:30	18:30	9:00	17:00		○	2歳以上要相談(土曜日、 1号の長期休みは送迎なし)
	白崎保育園	白崎町 15番18号	42-3589	7:00	18:00	8:00	16:00	～18:30	・	
	杉の子保育園	打馬2丁目 12番33号	43-2475	7:15	18:15	8:15	16:15	～18:45	・	
東原	ひがしはら 認定こども園	東原町 3298番地7	43-5095	7:00	18:00	8:30	16:30	～18:30	・	
笠野原	幼保連携型認定こども園 笠之原こども園	笠之原町 46番15号	42-2919	7:00	18:00	8:00	16:00	～19:00	・	
寿	認定こども園愛育園 (大黒保育園分園)	新川町 125番地1	41-0820	7:00	18:00	8:30	16:30	～19:00	○	本園⇄分園
	寿敬心保育園	寿5丁目 24番16号	42-2988	7:00	18:00	8:00	16:00	～19:00	・	
	幼保連携型認定こども園 第2こばと保育園 (こばと保育園分園)	新川町 88番地9	35-4666	7:00	18:00	8:30	16:30		○	本園⇄分園
	第一鹿屋幼稚園	寿5丁目 19番14号	44-8668	7:30	18:30	8:00	16:00	～19:00	○	個別相談
寿北	エンゼル保育園	礼元2丁目 3721番地1	43-9353	7:15	18:15	8:30	16:30	～18:45	・	
	幼保連携型認定こども園 わかば保育園	寿4丁目 8番14号	44-5234	7:00	18:00	8:30	16:30	～19:00	・	
田崎	幼保連携型認定こども園 こばと保育園(本園)	川西町 4796番地	42-4480	7:00	18:00	8:30	16:30	～19:00	○	本園⇄分園
	認定こども園 つるみね保育園	川西町 3985番地4	45-6201	7:15	18:15	9:00	17:00		・	
	幼稚園型認定こども園 日の出幼稚園	川西町 3631番地	44-2963	7:30	18:30	8:30	16:30		○	3歳以上(土曜日、1号の長 期休みは送迎なし)
	平和保育園	田崎町 2294番地1	42-4487	7:30	18:30	8:30	16:30	～19:00	・	
西原	信愛こどもの園	西原1丁目 28番25号	42-4012	7:30	18:30	8:30	16:30	～19:00	○	旧鹿屋市内(土曜日、1号の 長期休みは送迎なし)
	幼保連携型認定こども園 第二高須保育園 (高須保育園分園)	大浦町 14013番地7	52-1365	7:00	18:00	8:45	16:45	～18:30	○	本園⇄分園

認定こども園

小学校区	施設名	所在地	電話番号	保育標準時間		保育短時間		延長保育	送迎	
				開始	終了	開始	終了		有無	範囲
西原	認定こども園 二葉保育園	上谷町 13609番地	44-6107	7:00	18:00	8:30	16:30	~19:00		
	松下保育園(本園)	西原1丁目 22番23号	42-2769	7:10	18:10	8:00	16:00	~18:40		
	松下第2保育園 (松下保育園分園)	西原1丁目 22番29号	42-2769	7:10	18:10	8:00	16:00	~18:40		
	まつしたこどもえん	上谷町 11185番地1	43-7233	7:30	18:30	9:00	17:00	~18:30		
西原台	敬心保育園	今坂町 12405番地47	44-6577	7:00	18:00	8:00	16:00	~19:00		
	認定こども園 西原幼稚園	西原4丁目 7番9号	43-3342	7:00	18:00	8:00	16:00	~19:00	○	要相談
	さくら保育園	西原2丁目 37番10号	42-4455	7:00	18:00	8:30	16:30	~19:00		
花岡	幼保連携型認定こども園 光華こども園	花岡町 369番地1	46-3764	7:00	18:00	8:00	16:00	~18:30		
	幼保連携型認定こども園 ふるえこども園	古江町 820番地	46-2067	7:15	18:15	8:45	16:45	~18:45	○	送迎ステーション (西原2丁目)
野里	幼保連携型認定こども園 高須保育園	高須町 1389番地	47-2029	7:00	18:00	8:45	16:45		○	本園⇄分園
大始良	認定こども園 南部幼稚園	下堀町 9579番地1	44-6850	7:30	18:30	8:00	16:00	7:00~ ~19:00	○	個別相談
	和光幼保連携型 認定こども園	横山町 1566番地	48-2931	7:00	18:00	8:00	16:00	~19:00		
大黒	認定こども園 大黒保育園(本園)	下高隈町 4681番地5	45-3078	7:00	18:00	8:30	16:30		○	本園⇄分園 本園周辺(他要相談)
高隈	高隈こども園	上高隈町 77番地	45-2039	7:00	18:00	8:30	16:30	~18:30	○	送迎ステーション (鹿屋小近く)(要相談)
輝北	認定こども園 正覚寺保育園	輝北町市成 1467番地	099-485 -1154	7:30	18:30	9:00	17:00	~19:00	○	要相談
	幼保連携型 光明こども園	輝北町上百引 3989番地	099-486 -0562	7:00	18:00	8:30	16:30	~18:30		
細山田	幼保連携型認定こども園 細山田こども園	串良町細山田 4833番地5	62-2026	7:00	18:00	8:00	16:00	~19:00	○	個別相談
上小原	上小原 認定こども園	串良町上小原 2621番地3	63-4505	7:00	18:00	8:30	16:30	~19:00		
吾平	あいら 認定こども園	吾平町上名 7681番地	58-8220	7:30	18:30	9:00	17:00	~19:00		
	幼保連携型認定こども園 いずみ幼稚園	吾平町上名 6368番地2	58-6893	7:30	18:30	9:00	17:00	~19:00	○	旧鹿屋市 吾平町内
下名	瑞穂保育園	吾平町麓 1257番地4	58-7800	7:00	18:00	8:00	16:00	~19:00		

地域型保育事業所

※LINKSにじいる保育園、ミルキーランド、ゆうゆう倶楽部保育園は、従業員枠(従業員の子どもが利用できる枠)と地域枠(従業員の子ども以外が利用できる枠)があります。

小学校区	施設名	所在地	電話番号	保育標準時間		保育短時間		延長保育	送迎	
				開始	終了	開始	終了		有無	範囲
鹿屋	LINKSにじいる 保育園	下祓川町 1794番地	45-6554	7:45	18:45	7:45	15:45	~19:15		
寿	第1どんぐり 保育園	寿5丁目 19番10号	45-7311	7:00	18:00	8:30	16:30	~19:00		
	チャイルドハウス花	寿5丁目 18番12号	41-7235	7:00	18:00	8:30	16:30	~19:00		
	ミルキーランド	寿8丁目 21番2号	44-2020	7:00	18:00	8:00	16:00	~19:00		
寿北	第3どんぐり 保育園	寿3丁目 7番16号	35-1212	7:00	18:00	8:30	16:30	~19:00		
田崎	第二南ん里保育園	田崎町 1316番地	40-7020	7:30	18:30	8:30	16:30	~19:00		
西原	ゆうゆう倶楽部 保育園	大浦町 14029番地6	45-7788	7:30	18:30	8:30	16:30	6:30~ ~19:30		
西原台	第2どんぐり 保育園	郷之原町 12394番地10	40-2233	7:00	18:00	8:30	16:30	~19:00	○	3歳以上(くりのみ保育園) ⇄第2どんぐり保育園

Q.いろいろな施設がありますが、どのように選べば良いですか。

A.施設への見学をお勧めしております。

ご自宅や通勤経路からの利便性や教育・保育方針、園の雰囲気、利用料金等を確認してください。お子様同伴のうえ見学をお勧めいたします。また、アレルギーや障がい、療育等により集団生活の際に配慮が必要な場合は、安全な保育を実施するために事前に施設へお伝えください。見学は、保護者の方から直接施設へ連絡を行っていただいております。

<https://www.city.kanoya.lg.jp/kokanri/benrityou.html>

【鹿屋市パパ・ママ・子どもの便利帳「07 保育所・認定こども園・幼稚園」】

《QRコード》



こちらからも →
確認できます

Q.認定こども園の1号認定、2号認定はどのような違いがありますか。

A.開所時間、長期休暇（夏休み）等が異なります。

詳細は施設にお尋ねください。

認定区分	平日	開所時間	長期休暇
1号認定	月～金	4時間程度+預かり保育	設定あり
2号認定	月～土	8、11時間	なし



鹿屋市PR担当係長
かのやカンパチロウ ©鹿屋市

Q.「1～3号認定」と「新1～3号認定」は何が違うのでしょうか。

A.認定とは、給付費を受けるために必要なものであり、認定によって給付費が異なります。

※給付費は市から利用施設へ支給します。（法定代理受領）

認定区分	給付費の内容
子どものための教育・保育給付認定(1～3号認定)	保育所、認定こども園、地域型保育事業所等を利用する際に必要な費用（公定価格）を支給する。 【保育所等を利用する際に必要な費用（公定価格）】
子育てのための施設等利用給付認定(新1～3号認定)	未移行幼稚園、認可外保育施設、認定こども園及び幼稚園の預かり保育等を実際に利用した費用のうち上限額までを支給する。

Q.認定を受けたいのですが、必要書類が揃っていません。いつから認定が可能ですか。

A.すべての書類が不備なく揃い、市が受け付けた日から認定します。

書類に不備がある場合は受付ができません。必要書類を揃えてから提出してください。また、受付日より遡って認定することは、原則できませんのでご了承ください。なお、就労証明書は、就労予定日を記載していただくことが可能ですので就労先へご相談ください。

Q.きょうだいで同時に保育施設を利用しますが、変更届や添付書類は子どもの人数分必要ですか。

A.変更届、添付書類は1部で構いません。

申込書類及び現況届については、お子様おひとりずつの提出を依頼しておりますが、変更届や添付書類は世帯で1部で構いません。